(別紙3-30 べにずわいがに日本海系群(大臣許可水域))

第1 水産資源

水産資源の名称 べにずわいがに日本海系群 (大臣許可水域)

水産資源の定義 べにずわいがに日本海系群のうち、許可省令別表第1の日本海べにずわい漁業の項 の中欄に掲げる海域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うべにずわいがに日本海系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また農林水産大臣は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参

加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣への報告が行われるよう指導を行う。

第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。